

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十五号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十九条第一項、第百八条第二項ただし書、第百二十二条第五項、第百十三条及び第百十四条第四項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第七条）
第二章 経過措置（第八条）
附則

第一章 関係政令の整備

第一条 産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第三号」を「第二条第十三号」に改める。
第三条中「第二条第二十三項」を「第二条第二十七項」に改める。
第十五条を削り、第十四条を第十五条とする。
第十三条中「第二十二條」を「第二十六條」に、「第二十一條」を「第二十五條」に改め、同条を第十四条とし、第十二條を第十三條とし、第十一條を第十二條とする。

第十四条第七号中「第十二條第一号」を「第十三條第一号」に改め、同条第八号及び第九号中「第十二條第三号」を「第十三條第三号」に改め、同条を第十一條とし、第九條を第十條とする。
第八条第一項中「第二十八條第一項第二号」を「第三十一條第一項第二号」に改め、同条を第九條とする。

第七条を削り、第六條を第八條とし、第五條を第七條とする。
第四条の二の表第七十九條の五第一項第四号の項中「第百四十條第二項」を「第百四十七條第二項」に改め、同条を第六條とし、第四條を第五條とし、第三條の二を第四條とする。
第二十八條第一項中「第百三十三條第一号」を「第百四十條第一号」に改め、同条を第三十一條とし、第二十七條を第三十條とし、第二十六條を第二十九條とし、第二十五條を第二十八條とする。
第二十四條第一項中「第百二十八條第一項」を「第百三十五條第一項」に、「第二十七條」を「第三十條」に改め、同条第五項中「第百二十七條第二項」を「第百三十四條第二項」に、「第二十六條及び第二十七條」を「第二十九條及び第三十條」に改め、同条を第二十七條とする。
第二十三條を削る。

第二十二條中「第百十五條第五項」を「第百二十九條第五項」に改め、同条を第二十六條とする。
第二十一條の前の見出しを削り、同条中「第百十五條第四項」を「第百二十九條第四項」に、「第百十五條第一項」を「第百二十九條第一項」に改め、同条を第二十五條とし、同条の前に見出しとして「創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例」を付する。

第二十条の見出し中「株式会社産業革新機構」を「機構」に改め、同条中「第九十九條第二項ただし書の政令」を「第百八條第二項ただし書の政令」に改め、同条第二号中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）」に、「特定事業活動支援」を「直接投資

金供給」に、「第九十一條第一項」を「第九十五條第一項第四号」に、「第二條第十八項」を「第二條第二十項」に、「第九十九條第二項ただし書」を「第百八條第二項ただし書」に改め、同条第三号中「株式会社産業革新機構」を「機構」に、「第九十七條第一項第十二号」を「第百一條第一項第十三号」に改め、同条を第二十一條とし、同条の次に次の三條を加える。
（評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等）

第二十二條 法第百二十二條第三項の評価委員（次項及び第二十四條第一項において単に「評価委員」という。）は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。
一 財務省の職員 一人
二 経済産業省の職員 一人
三 対象会社（機構が法第百二十二條第一項の規定により譲受けを行い、又は法第百十四條第一項の規定により譲渡を行うとする法第百十一條に規定する特定株式に係る法第二條第二十二項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十四條第二項において同じ。）の設立を認可した大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省（当該大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、内閣府。第三項及び第二十四條第二項において「担当府省」という。）の職員 一人

四 機構の取締役 一人
五 学識経験のある者 三人

2 法第百十二條第三項の評価は、評価委員の過半数の一致によるものとする。
3 法第百十二條第三項の評価に関する庶務は、経済産業省経済産業政策局産業創造課並びに担当府省の部局に置かれる対象会社の組織及び運営一般に関する事務を所掌する課（担当府省が内閣府である場合にあっては、内閣府本府に置かれる政策統括官）において処理する。
（機構の株主のうち政府以外のものが行う株式買取請求について会社法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第二十三條 法第百十三條の規定により会社法の規定を準用する場合における同条の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第四百七十条第一項	読み替えられる字句 ならない。	読み替える字句 ならない。ただし、機構は、特定株式譲受けの対価として株式の発行又は自己株式の処分をするときは、産業競争力強化法第百十二條第二項において読み替えて適用する第百九十九條第二項ただし書の規定による決定において踏まえるべき同法第百十二條第三項の評価委員の評価を踏まえて協議をしなければならない。
--------------------------	--------------------	--

（機構が譲渡を行うとする特定株式の評価等）
第二十四條 法第百十四條第二項の評価は、評価委員の過半数の一致によるものとする。

2 法第百十四條第二項の評価に関する庶務は、経済産業省経済産業政策局産業創造課並びに担当府省の部局に置かれる対象会社の組織及び運営一般に関する事務を所掌する課（担当府省が内閣府である場合にあっては、内閣府本府に置かれる政策統括官）において処理する。
第十九條の次に次の一條を加える。
（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の有効期間）

第二十条 法第六十九條第一項の政令で定める期間は、三年とする。
（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第二十条 中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一十号）の一部を次のように改正する。
第六條中「第百十五條第一項」を「第百二十九條第一項」に改める。

(中小企業信用保険法施行令の一部改正)
 第三条 中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)の一部を次のように改正する。
 第二条第四項中「第百十六条又は第百三十二条」を「第七十六条、第百三十条又は第百三十九条」に改める。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)
 第四条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。
 第九条の二百三十八号を次のように改める。

百三十八 株式会社産業革新投資機構(産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)第二条の規定による改正前の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)以下「旧産業競争力強化法」という。第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。)
 第九条の四第九十八号を次のように改める。
 九十八 株式会社産業革新投資機構(旧産業競争力強化法第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。)

(自衛隊法施行令等の一部改正)
 第五条 次に掲げる政令の規定中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改める。
 一 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)別表第十第七十号
 二 職員 の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二条第六十一号及び第三十一条第六号
 三 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百九十号)第十七条第六号(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。
 第四十三条第一項第九号を次のように改める。
 百九 株式会社産業革新投資機構(産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)第二条の規定による改正前の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。)
 第四十三条第二項第八号を次のように改める。
 百八 株式会社産業革新投資機構(産業競争力強化法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の産業競争力強化法第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。)

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)
 第七条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。
 第三十九条第七十八号を次のように改める。
 七十八 株式会社産業革新投資機構(産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)第二条の規定による改正前の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。)
 第四十三条第七項第五十七号を次のように改める。
 五十七 株式会社産業革新投資機構

第二章 経過措置
 第八条 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に産業革新委員会(改正法第二条の規定による改正前の産業競争力強化法第九十条の産業革新委員会をいう。次項において同じ。)の委員である者は、同号に掲

げる規定の施行の日(同項において「第二号施行日」という。)に、改正法第二条の規定による改正後の産業競争力強化法(同項において「新産競法」という。第九十六条第四項及び第五項の規定により産業革新投資委員会の委員として定められ、経済産業大臣の認可を受けたものとみなす。)
 2 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に産業革新委員会の委員長である者は、第二号施行日に、新産競法第九十六条第七項の規定により産業革新投資委員会の委員長として定められたものとみなす。

附則
 (施行期日)
 1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正)
 3 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)の一部を次のように改正する。
 附則第十四条第二項の表産業競争力強化法施行令第十二条第一号の項中「第十二条第一号」を「第十三条第一号」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 野田 聖子
 財務大臣 上川 陽子
 文部科学大臣 林 太郎
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 農林水産大臣 齋藤 健
 経済産業大臣 世耕 弘成
 国土交通大臣 石井 啓一
 防衛大臣 小野寺五典

告 示

○総務省告示第三百十七号
 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の四十八第二項の規定に基づき、同項に規定する登録検定機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のように公示する。
 平成三十年九月二十一日
 総務大臣 野田 聖子

一 変更後の代表者の氏名
 門山 泰明
 二 変更の日
 平成三十年八月十日

○総務省告示第三百十八号
 消防法施行規則(昭和三十一年自治省令第六号)第四条の二の五第二項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第四条の二の五第二項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。
 平成三十年九月二十一日
 総務大臣 野田 聖子

一 変更後の代表者の氏名
 門山 泰明
 二 変更の日
 平成三十年八月十日